

## 改正「教育基本法」を読む

開倫塾

塾長 林 明夫

## 1. はじめに

(1)おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。

(2)学期末が近づいてきました。そこで、お子さんやお孫さんが学校から通知表をもらってきたときのお父さん・お母さん・おじいちゃん・おばあちゃんの基本的な考え方をお話します。

お子さんやお孫さんは通知票の内容を非常に気にしています。ですから、学期の終了の日、つまり通知表をもらってくる日には、心温まる行事をしてあげるとよいと思います。例えば、通知表の評点が上がったお子さんやお孫さんには「よかったね」と褒めて祝賀会を開いてあげる。下がってしまったお子さんやお孫さんには「残念だったね」と慰めて残念会を開いてあげるのです。ちょっとしたご馳走を作り、「この学期もよく頑張ったね」と心温まる言葉をかけて励ましてあげてください。よろしくお願いします。

## 2. 改正「教育基本法」を読む

(1)ところで、先週は教育基本法が改正されました。放送をお聴きの皆様にも、新しい教育基本法にはどのようなことが書かれているのかをぜひ知っていただきたいと思いますので、条文を少し紹介します。

(2)今回改正された**教育基本法の前文**には、「(前略)公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」とあります。私は、この考え方はすばらしいと思います。

(3)そして、**第2条**には「**教育の目標**」が示されています。従前の教育基本法はあまり詳しくなかったのですが、今回の教育基本法には「**教育の目標**」が詳しく書かれています。

①その**第1項**には「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とあります。

②**第2項**には「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と書かれています。自律とは、自分自身を自分で律する・セルフ・コントロールすることです。自律という言葉が今回初めて書かれました。

③**第3項**には「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とあります。これは、自分のことだけではなく、公共の精神に基づいて主体的に社会の形成に参画してその発展に役立つようにするという事です。

④**第4項**には「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」とあります。

- ⑤第5項には「**伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと**」とあります。これは、日本の伝統と文化を尊重しましょう、郷土を愛しましょう、また、他の国も尊重して国際社会の平和と発展に寄与する態度を養いましょうということです。
- (4)第3条には、今までの教育基本法にはなかった「**生涯学習**」、英語でいうと Life Long Education の規定が入りました。これはユネスコが唱え始めたものです。条文には「**国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない**」とあります。このように、新しい教育基本法には生涯学習についても規定されました。
- (5)第4条は、「**教育の機会均等**」について規定したものです。その第2項には、今までの教育基本法には規定されていなかった障害のある方の教育について書かれています。条文は「**国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支障を講じなければならない**」となっています。障害のある方にも教育上必要な支援を講じなければならないということが条文に新しく加えられたわけで、これもすばらしいことだと思います。
- (6)第7条には、今まで規定のなかった「**大学**」についても「**大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする**」と規定されました。この放送をお聴きの皆様も小学校・中学校・高等学校・大学等いろいろな学校を出ていらっしゃると思いますが、社会に出たあとも大学や大学院、短期大学、専門学校などに何度も入り直していただき、繰り返し繰り返し勉強するのも大事ではないかと思います。
- (7)第9条は、学校の先生に対する規定になっています。第1項には「**法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない**」とあります。これは、先生方は自分の崇高な社会的使命・ミッションを自覚し、自分自身で研究と修養に絶えず励んで職責の遂行に努めてもらいたいということです。加えて、第2項で「(前略)**養成と研修の充実が図られなければならない**」と規定し、その中身についてもよく考えてもらいたいとしています。
- (8)それから、「**家庭教育**」、「**幼児期の教育**」、「**学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力**」についても条文が新しく付け加えられました。また、地域によって教育のバランスが取れないことはよくないので、教育格差是正についての条文も作られました。

### 3. おわりに

新しい教育基本法には考えなければならないことが随分と多く盛り込まれましたので、ぜひ皆様にもじっくりと読んでいただき、これからの教育について考えていただきたいと思います。

今日は、先程改正された教育基本法を紹介させていただきました。

\*第1次安倍内閣の最大の実績、成果の1つが「教育基本法」の改正であった。この策定は第2次安倍内閣で文部科学大臣となった下村博文先生の御努力の賜物と考える。改正「教育基本法」をどう実行するか。下村新文科大臣に期待したい。

— 2013年1月16日加筆・訂正 —